

最近の児童問題と福祉の対応について

安 藤 順 一

Recent Children's Problems and Welfare Treatments

JUN'ICHI ANDO

は じ め に

およそ新しい社会の発展は、児童の健全な育成なしにはありえない。なぜなら児童は新しい社会の形成者であり、それゆえ児童が病んでいるとき、新しい社会もまた病めるものとなるからである。そこで児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため、児童憲章が定められ（昭和26年）、つづいて児童権利宣言が制定（昭和34年）された。

しかしながら今日、この児童憲章や児童権利宣言の主旨にそって、児童の幸福が守られているかといえば、必ずしもそうとは言いきれないのが現状である。なぜなら激変する現代にあって、社会病理や家庭病理の側面が社会的弱者である児童に常にしわ寄せされるからである。それゆえ社会福祉の立場から、われわれは絶えず児童の幸福を阻害する要因を見極め、児童の健全育成に向かって努力しなければならない。

それでは、児童についてどのような問題があるのであろうか。最近の児童問題としてはつきのものが考えられる。それは、(1)児童の体力低下の問題（外見的には立派だが、内容的にはもうろい児童が増加していること）、(2)婦人労働とベビーホテルの問題、(3)深刻化する非行問題と情緒障害児童の問題、(4)公害・交通事故等による障害児童の問題、(5)高齢化社会における老人と孫の問題（老人世代と若い世代が交流を深め、相互に学び合う方途を考えること）、である。

ところでここでは、(2)と(3)と(4)を中心に述べ、最後にこれらの問題に対する福祉の対応とその基本的立場について触れたい。

婦人労働とベビーホテルの問題

最近、夫婦共働き家庭が多くなっている。それは日本の高度経済成長期における労働需要の増加や婦人の家庭労働の軽減による時間的余裕と婦人の労働意欲の高まり、また物価高による生活難、教育諸費（塾・稽古ごと）や消費財購入のための出費補助などの理由による。

いま、夫婦共働き家庭の増加を数字で示せば、昭和47年の女子労働者は1,113万人で、そのうち既婚労働者は513万人であったが、昭和55年の女子労働者は1,354万人で、そのうち既婚労働者は772万人（女子雇用者全体の67.4%）であり、女子労働者・既婚婦人労働者ともに増加している（労働省「55年度婦人労働の実情」）。

既婚婦人労働者のなかには、パートタイムの被雇用者も多く（265万人）、そこでは給与基準、昇給・賞与基準の不明確なままの就労もあり、問題をもつ場合もある。しかし一般に、既婚婦人労働者のみならず女子労働者の増加は、婦人労働権の確保、女性の能力開発の面からいっ

ても望ましいことであるが、一方共働き家庭の『かぎっ子』問題をひき起こしている。また就労に伴って生ずる母親の慢性疲労と職業病などによる健康破壊が、母親と児童との十分な接觸を不可能にし、これが乳幼児の心身に与える影響も問題を深刻にしている。

この問題を緩和してくれるのが保育所や学童保育であるが、両者ともに十分とはいがたい。すなわち昭和55年の保育所数は2万1,960カ所、定員は212万8,190人であり、昭和23年の児童福祉法施行当時と比べれば、保育所数では約15倍、定員では約16倍の増加になっている（とはいえ、現在要求に対する充実度は低い）。

しかし、保育所施設の普及状況が遍在していて要保護児童の要求に即していない実情から、最近ではその適正配置を望む声や、乳児保育、長時間保育などの保育需要に対応し、保育内容も転換してほしいと望む声も多い。しかし現状では、これらの要求に対処しきれない状態である。また学童保育の面では、昭和55年の学童保育数は3,938カ所で、昭和50年の学童保育数(1,932カ所)と比べれば2倍に増加したことになる。しかし利用学童数は約9万人、全国の学童数約950万人のうち10~20%が『かぎっ子』といわれる状況からみて、利用学童数は極めて少なくその需要に応じていないのが現状である（「保育白書」1981年版）。

このような状況から生まれてきたのがベビーホテルである。ベビーホテルとは「乳幼児の保育施設であって夜間保育、宿泊を伴う保育又は時間単位での一時預りを行っているもの」（厚生省「ベビーホテル調査」の際の定義）であるが、いわば無認可託児施設である。

厚生省が行ったベビーホテル調査（昭和55年）では、全国で587カ所のベビーホテルが確認されている。そしてベビーホテルに預けられている児童は、年齢別内訳の判明した438施設についてみれば9,250人で、全体では1万人を遥かに超えるものと思われる。このうち0歳児は18%（1,525人）、1~2歳児は43%（3,566人）で、低年齢児童が過半数を占めている。

ベビーホテルの問題点としては、(1)営利経営主義の問題、(2)保育内容の問題、(3)保育担当者の問題、(4)施設設備の問題、があげられる。いまその内容を述べればつきのようである。

(1) 営利経営主義の問題

ベビーホテルは無認可保育施設であるが、無認可保育施設には、共同保育所、企業内保育所、院内保育所、保育室など、保育の多様な需要にこたえるためにつくられたもので、児童福祉施設最低基準に示す諸条件を満たしていないため認可されていない施設である。しかし同じ無認可保育施設といっても、これらの施設とベビーホテルとでは根本的な相違点がある。それは前者が児童を健全に育成することを目指しているのに対し、ベビーホテルでは児童の健全育成の面が第2義的になり、いかにして利潤をあげるかに力点がおかれていていることである。すなわち乳幼児そのものが営利の手段とされているところにある。そしてこのことが以下の問題を生み出している。

(2) 保育内容の問題

保育内容は乳幼児の健全育成の基礎となるものであるが、ここで問題となるのは、乳幼児の個々の心身の状態に応じて保育されているか、また保育者の手が乳幼児にきめこまかにかけられているかということである。しかしへビーホテルのなかには両者ともに不十分な施設がある。たとえば殺風景なワンフロアで、年齢の異なる乳幼児と一緒に保育し管理していること、騒音のなかに寝かされていて泣けば乳を与えられるというくり返しの保育。まだ離乳期の子どもに対する食事の与え方、おむつの交換、衣服の着脱などに対するきめ細かな配慮ができなくて、ただ預かっているのみというベビーホテルもある実情である。これについては保育担当者の問題も関連している。

(3) 保育担当者の問題

厚生省調査によれば、ベビーホテル1施設あたりの児童数は平均して21人で、保育担当者は1施設あたり4.3人である。ベビーホテルには2～3人の小規模なものから120人以上の大規模のものまであるから一概にはいえないが、数字上からいえば、4.3人の保母が21人の乳幼児を保育していることになる。しかも24時間保育を行っている施設が3分の1強を占め(36%)、90%近くのベビーホテルが何らかの形で夜間保育を行っている。このため保育担当者の勤務条件はきびしくなり、10時間以上の労働もやむを得なくなる。また1人の保母には多すぎる乳幼児をみなければならぬ事態も生じてくる。かくて肉体的疲労も大きくてやめていく保育者も多い。したがってこれに代わり無資格の保育者を採用しなければならなくなる。厚生省調査では、全保育者のうち43%が無資格保育者である。

(4) 施設・設備の問題

ベビーホテルも児童を育成するためのものであるから、児童福祉施設最低基準第6条(構造設備の一般原則=採光・換気等入所者の保健衛生及び危害防止)や同第7条(非常災害)、同第11条1項(衛生管理)、同第11条3項(飲用水)、同第13条1項(健康診断)、同第52条(備える医薬品)などの基準に適合していかなければならないが、適合していないベビーホテルが多い。このため劣悪な保育条件のもとで保育が行われ、児童の安全と健やかな成長が危機にさらされる。そしてときには、児童の死亡事故を起こすこともある。また厚生省調査では約4分の1が3階以上にあり(1階41%, 2階35%), 災害の上からも望ましいものではない。

以上のような問題をもつベビーホテルではあるが、夜間保育があるという時間的な面と入所手続きが簡単であることなどから、夜間就労の母親のベビーホテルへの需要は今後も増えていくものと思われる。

被虐待児童と子捨て子殺しの問題

児童憲章にみられる「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」という宣言をまつまでもなく、児童の養護育成の基盤は家庭である。しかしながら現代の家庭では、正しい愛情と知識と技術をもって接してもらえない児童も増えてきている。つぎに事例をあげよう。

M子(中学1年、12歳女子)。窃盗、嘘言、家出を頻発し、親の手に負えないということで父親が来談した。父親の話によれば、M子は小学校のときから家の金品をもち出し、注意をすれば反抗し、叱れば金を盗み家出するというくり返しで、中学生になってからは万引、恐喝行為が加わり、警察に補導されたこともあるという。父親の話だけではM子が一方的に悪いように思えるが、しかしM子の問題行動は乳幼児期から母性的養育の経験をもたなかつたことに起因すると思われた。M子の生育の過程は決して幸福なものではなかった。

M子は母親25歳、父親36歳の時に生まれた。母親は出産後体調がわるく自律神経失調症ということで入院。乳児のM子は父方の祖母に預けられ、そして1年後母親のもとにひきとられた。しかしM子は母親になじまなかつた。母親も日頃反感をもつてゐる祖母に育てられたこと、またM子が祖母に似ているという理由でM子につらく当たつた。離乳食を無理やり口に押し込む、少しでも大小便をもらすとオムツで締めつけられることなどをされた。

幼稚園に入ってからは炊事の手伝いをさせられた。小学生になると、動作が母親の気に入らないといっては物差しで叩かれ、つねられるなどの折檻をうけた。4年生のとき、口答えしたM子に腹を立てた母親は、M子の教科書・ノートを破りすててしまった。このときM子は母親

の財布より2万円を盗み家出した。3日後街頭で補導され帰宅、激しく折檻される。その後も同様のことがつづいた。

父親はトラックの運転手で家をあけていることが多い。無口で口べたで気が短くカッとなる性格。M子の折檻に加わるため、M子は父をも嫌っている。

母親は潔癖症で融通がきかず、気性は激しく父親と時々衝突し、家庭の雰囲気は暗い。母親は農家の生まれで6人きょうだいの5人目。祖母がいた。きょうだいの中では一番嫌われ、家中の者にこき使われた。幼少なのに草とり、水くみなど何でもやらされた。何をやっても小遣い銭ももらえず酷使された。結婚さえすればこの苦しみから逃れられるという思いから相手を選ぶことなく現在の夫と結婚した。結婚しても夫は短気で相手の気持ちを汲む人でなく、心の休まるときがなかったと、面接のとき、母親は涙ぐむ。その後、M子は教護院に入所した。

この事例からうかがえるように、M子の母親もまた不幸な成長過程をたどっている。そしてさらに、夫婦仲がわるいことからくる母親の深い孤立感や情緒不安で抑うつ的な感情のあることが、母親としてM子を虐待させたものと思う。

こんにち、人口が都市に集中し核家族が進行していくなかで、人びとは群衆の中での孤独感を味わい、情緒不安に陥っている。また余暇を楽しみ、快的な生活を望む個人中心志向の傾向は、苦労して子どもを育てようとする気持ちをうすくしている。このことが被虐待児童の問題と関連しているように思う。そしてまた、子どもの気持ちを汲まず感情的に接してしまうときもある。たとえば、『生後6ヶ月、陽差しのまぶしい日；微笑するわが子を抱いて母親はわけもなく幸せに思う。そして誕生6ヶ月の祝いに特製の昼食をつくろうと、午前中準備に費やすところが不幸にも、乳児はいつも食べなれないご馳走を吐き出してしまう。みじめにも母親の気分は一変する。彼女はこばまれ、その努力は報われず、突きかえされてしまったのだ。彼女は食卓の幼児用の椅子からわが子をひっぱりだし、床にたたきつける。』¹⁾これはレンボイツのあげる例であるが、虐待は、このように母親または父親等養育者の情緒的不快感情によって誘発される暴力行為である。親は自分の子どもが小さくてもおとなと同じように受けとめ、慰められ欲求が満たされることを願う。そして願いが満たされないとき、親たちはたちまち怒り、暴力をふるってしまうのである。

厚生省では、虐待を「暴力等の身体的危害あるいは長時間の絶食、拘禁など生命に危険を及ぼすような行為がなされたと判断されたもの」と定義する。

それでは、この被虐待児童はどのくらいいるのであろうか。厚生省調査によれば、昭和48年の全国児童相談所で扱った被虐待児童の相談は401件（3歳未満）で、その実数については、昭和52年の全国養護施設入所児童3万1,251人中、虐待・酷使の理由で入所したもの2.4%という数値から判断すれば、約750人前後の被虐待児童候群の児童がいると推定される。これらの児童は虐待のため、すでに幼児の時から人間不信に陥っていて児童の健全育成の立場からもゆるがせにできない問題である。

この被虐待児童の問題とともに、子捨て子殺しの問題がある。この問題は新聞で大きく報道され、現代が「子捨て子殺しの時代」であるかのように印象づけられるが、実数はそれほど多くはない。警察庁「昭和53年の犯罪」によれば、幼児遺棄罪の発生件数は昭和30年に259件であったものが、53年には66件と減少している。嬰児殺し（生後1年末満の乳児の殺害）は昭和30年で195件で、その後200件前後で横ばい状態がつづき、昭和53年の嬰児殺しは163件であるから増加しているとはい難い。しかし子殺しについてみれば、そのほとんどが女性によってなされていること。さらに1歳より5歳の幼児殺しでは、育児ノイローゼ（30%）、家庭

の不和（22%），母親の疾病（15%），などが原因で子殺しが行われていることに子殺しの特徴がうかがえる。そこには男性や女性の身勝手な，社会的に無自覚な行動があり，その背後には性交渉の自由な社会風潮や妊娠中絶についての社会的意識の変化がある。

そこで児童福祉の立場からいえば，子どもの養育におとなが責任をもつこと，および社会の病理現象としての社会的要因に注目し，社会的規模での対策が立てられねばならない。

深刻化する非行問題と情緒障害児の問題

青少年白書（昭和55年版）によれば，昭和54年の刑法犯少年の検挙補導人数は14万3,158人で，昭和50年を100とした指数であらわせば，123の指数である。また昭和55年の同検挙補導人数は16万6,073人（指数142）で非行は年々増加の傾向にある。少年非行には，この刑法犯行為（刑法上罪とされる行為）のほかに特別法犯（売春防止法違反，覚醒剤取締法違反などで，刑法犯及び道路交通法違反を除く他の法令に違反する行為），ぐ犯行為（性格・行状から判断し，将来罪を犯すおそれのある行為），触法行為（14歳未満の者の刑法犯にふれる行為）があり，これに交通事故に係る業務上重過失致死傷を加えれば，その数は26万人強となる。さらに喫煙，怠学，盛り場徘徊，不純異性交友，不良交友，家出，乱暴などの不良行為を合わせれば，その数は実に200万人をこえるものと思われる。

ところで，非行の内容は社会の変動と深くかかわっている。

たとえば，昭和20年代は，戦後の混乱と食糧や物資の不足から生活は困窮をきわめた。浮浪者は巷にあるれ餓死者もでるありさまであった。このため非行も食糧や生活物資の窃盗が多く，いわば物型非行といえるものであった。

昭和30年代は，朝鮮動乱（昭和25年）による特需景気のため，徐々に復興してきた日本の経済がその成長のピークに達した年代で，いわゆる高度経済成長期を迎えた時期であった。生産は活発になり，人口は都市に流入し，都市の過密，農村の過疎が問題となる。「出稼ぎっ子」の問題も起こる。生活が豊かになるにつれ人びとの心は殺伐となり人間軽視の風潮が深まってくる。またやくざ映画にあこがれ，刃物をもって格好よくふるまう少年も増加し，非行もこの影響をうけ傷害，恐喝などの粗暴犯が増えてくる。非行の対象は物から人にうつり，いわば人型非行といえるものが多くなる。

昭和40年代では，30年代の好景気がつづき，社会の安定ムードは昭和元禄という言葉さえ生むに至った。しかし後半にはオイルショックなどもあって景気は下向傾向となる。そして，構造的な不況，失業者，職業病患者の増加などを背景に高度経済成長の歪みや矛盾が表面化し，工場汚染の問題，食品・薬品公害や交通事故などによる心身障害児の問題も深刻化する。また攻防の激しさによって世間の目をみはらせた大学紛争も起こってくる。このような状況のなかで，犯罪も未成年による連續射殺事件や性犯罪などの凶悪な事件が続出した。しかし一方，非行の面では，万引，自転車盗，不純異性交友，売春などのほか，シンナー，ボンド等の薬物乱用事犯および暴走族関係事犯など，その動機が自己の欲望をコントロールできなくて遊びの延長として行われる非行，いわゆる遊び型非行が多くなる。

昭和50年代では，この遊び型非行がつづき非行の数も急増する。そして昭和55年は戦後非行の第3ピークといわれるほどになる。すなわち，14歳以上20歳未満の少年人口1,000人に対し，刑法犯少年は17.1人であり，昭和26年の第1のピーク（12.1人），昭和39年の第2のピーク（12.0人）について非行少年の多い年であった。

このなかで特に注目しなければならないのは，増長型非行が増えていることである。増長型

非行とは、暴走族、家庭内暴力、校内暴力などであり、従るべき権威や規律を否定し、また攻撃・破壊するといった非行である。昭和55年の校内暴力発生件数は1,558件（中学1,202件、高校356件）で、被害者は4,827人（うち教師532人）である。家庭内暴力は表だつことが少ないため、正確な数は不明であるが、校内暴力よりその数は多いと思われる。

これらの非行の背後には、学校教育における問題（進学中心の学習形態、落ちこぼれ的生徒の将来展望の暗さ、感激性のない日々の生活など）や家庭における問題（優柔不断で子どもに迎合してしまう父親、他罰的で一流志向の強い母親、円滑さを欠く家族関係など）がある。そしてそこから生ずる帰属感の喪失、欲求不満の感情は容易に非行に駆りたててしまう。さらに社会の風潮も無視することはできない。すなわち、政治家の汚職問題、脱税行為や交通ルール違反などにみられる社会規範軽視や権威を無視する風潮、また、アルコールや覚醒剤への耽溺、性的な享楽と刹那的な生活態度など成人社会における風潮が与える影響も大きい。

ところで少年非行を論ずるとき、一般にその行為の無軌道ぶりや主張のとっべきみに目を奪われがちであるが、その根底には学校や家庭の場からはみだし、はじきだされた少年たちの人間復権の叫びのあることも忘れてはならない。

しかし児童福祉の立場から考えれば、少年が自己の欲望を制御できなくて人間不信感をもち、弱者を攻撃し、権威につっかかって反社会的行動をとる場合、決して望ましい社会は形成されない。なぜなら、福祉とは老人も障害児もともに人間として大切にし、他人を大切にすることが自己をも大切にすることであるという自覚の上に成り立つものであるからである。したがって、遊び型非行、増長型非行が増加することは望ましいことではない。このため、おとなや親が刹那的な生活態度をやめ、将来の展望をもって意欲的に生き、社会的に弱い立場にある人びとを大切にする態度を示すことが必要であろう。

一方、情緒障害児童の問題も深刻である。情緒障害児については、いまだ統一した見解はみられないが、中央児童福祉審議会の規定によれば、登校拒否・ひっ込み思案等の非社会的行動を有する児童、反抗・怠学・金品持出し等の反社会的行動を有する児童、また、吃音・夜尿・チック等の神経性習癖を有する児童が情緒障害児である。これは情緒障害を内容の面から規定したものであるが、これを総合的にいえば、家庭・学校・近隣における人間関係の歪みが原因で感情生活に支障をきたし、生活上の不適応を起こしている児童である。

情緒障害児の実態については、厚生省が昭和44年に実施した「全国家庭児童実態調査」によるしかないが、これによれば18万6,000人（0～5歳15.1%， 6～11歳49.3%， 12～17歳37.6%）と報告されている。その後、社会環境の複雑化、家庭や学校における個人主義的な生活形態の進行により人間疎外の条件が増大し、情緒障害児も多くなってきている。情緒障害児のうち特に多いのは登校拒否児であり、昭和53年の長期欠席児童・生徒（50日以上欠席）は、小学生2万3,055人、中学生2万6,075人で、そのうち登校拒否を理由とするものは、小学生では3,211人（13.9%）、中学生では1万0429人（40.0%）である（「青少年白書」55年版）。

情緒障害児に対する福祉対策は児童相談所や他の相談機関などにおける指導のほか、情緒障害児短期治療施設があるが、この施設に入所し治療する必要があると思われる児童は1万6,000人を超えると推定されている。しかし現在（56年度）、この施設は全国で11施設、定員550人、在籍人員409人で、利用児童数は極めて少ないので現状である。

一般に情緒障害児の性格は、登校拒否児の事例などをとおしてみれば、小心で内気、要求水準が高く、完全癖も強く、失敗を恐れるあまり融通がきかない等の傾向があり、心のゆとりを

失っている場合が多い。心のゆとりは家庭での全面的全人的な人間関係によって生まれるものであるが、現在では物的関係（物だけ与えてやればよいという関係）によってすまそうとする。このような場合、児童は親との自他同一過程のなかでつくられるパーソナリティ形成の方向性も決まらなくて情緒不安に陥るものと思う。すなわち、親は子どもの望むやり方でなく、常に親の枠組で親の望むやり方で子どもに接しようとする。そこでは親は子どもの気質・個性・能力などを見極め、それを許容した上で子どもの人格を伸ばしていくとする心のゆとりを失っている。子どもの心のゆとりのなさは、実は親の心のゆとりのなさでもある。そしてここに、児童の情緒障害を生みだす原因が考えられる。

ところで、児童の非行と情緒障害は、表面的には反社会的行為と非社会的行為という全く反対の行為でありながら、両者はともに心理機制としては、周囲の人間に対する不信、人間関係の否定、また自己破壊の心がその根底にある。いわば両者とも社会的自我の成熟の障害であり、これは児童福祉阻害の家庭的社會的状況から生みだされている。

児童問題に対する福祉の対応

これまで述べてきた児童問題は、いずれも児童の生存権・発達権を脅かすものであるが、このような児童問題に対し福祉はどのように対応しているのであろうか。

これについてここでは、つぎの3つの立場、つまり(1)児童の保護育成の立場、(2)児童愛護対策の立場、(3)地域児童対策の立場、から述べたい。

(1) 児童の保護育成対策の立場というのは、留守家族児童の健全育成、児童の精神衛生の向上、体力の増進等を目的とする福祉対策を主とした立場である。この対策は都市児童に特に必要であることから、都市児童健全育成事業が昭和51年より実施されている。この事業は人口5万人以上の市または特別区に対し4つの事業を推進するものである。それは①家庭児童対策民間指導者養成事業、②社会福祉施設園庭開放事業、③留守家庭児童のための地域組織育成事業、④都市児童に対し、体力の増進、情操を豊かにすること等児童の健全育成を図る事業である。

その内容についていえば、①は、およそ80人に年間5回の研修を行ない、児童健全育成活動のための指導者を養成するものであり、②は、日曜・祝祭日等に幼児および小学校低学年の児童に社会福祉施設の園庭を遊び場として開放するもので、③は、児童育成クラブ（民間指導者、地域の児童保護者および児童をもって構成）の設置育成を行ない、地域的な連帯のもとに児童の健全育成を行なうものである。また④は、児童の運動やレクリエーションの不足、自然との交流の不足等により、体力・情操の面で問題が生じているため、これに対応し、体力情操の面で児童の健全育成を図るものである。

いうまでもなく、これらの事業はベビーホテル問題が起きる以前の施策であり、労働婦人のための乳幼児の対策は含まれていない。ベビーホテルは時代の新しい要請のもとに生まれたものであるから、ベビーホテルの問題点を指摘するだけでは前進はありえない。このためベビーホテルを公認し指導監督を強化し事故を防止すること、また保育所における長時間保育の実施などの対策がとられているが、抜本的な乳幼児対策が必要である。

(2) 児童愛護対策の立場とは、家庭生活におけるさまざまな問題、特に児童に関する問題に応じようという立場で、児童愛護の視点から児童の問題行動や親の悩みを解決していくというものである。そしてこのために児童相談機関の整備、機能の強化が図られている。相談機関としては児童相談所や各種の機関（精神衛生センター、教育センター等）の相談があるが、昭和39年に設置された福祉事務所内の家庭児童相談は、昭和55年には1,003カ所に達し、他の

相談機関とともに、被虐待児の保護、非行・情緒障害児の問題行動の予防・防止に役立っている。相談内容の主なものは、養育上の問題、不良地域環境の問題、児童の性質・習慣・しつけなどに関する問題などである。また児童相談所と同じく、精神薄弱・肢体不自由などの心身障害に関する相談にも応じ、昭和55年の相談件数は全国で56万9,493件にも及んでいる。

(3) 地域児童対策の立場とは、児童の健全育成のために地域住民が主体となって参加する地域住民活動を中心とする立場である。地域住民活動としては子ども会活動、母親クラブ活動、親の会活動などがあり、現在その活動への援助が行なわれている。そしてこれらの活動は、児童の健全育成に役立つのみならず、地域における保護者間の連帯感を深め、相互精神を高めることにも役立っている。また地域の福祉ニーズに即応し、さらに児童の生活圏に適応した児童館、児童遊園などの児童厚生施設も整備されつつある。しかもその児童館も、地域組織活動の育成助長を図る目的の小型児童館、体力増進を目的とした児童センター、映写室、展示室、ホール、宿泊設備等を有する特殊児童館など、その目的にそって各種の児童館がつくられ成果を上げている。

ところでこのような福祉の対応において、常につぎのことを忘れてはならない。それはいつの時代でも、児童問題は社会構造の中から生まれる疎外現象であり、ともすれば、児童施策が児童自身の立場からではなく、社会構造の中にくみ入れようとする立場からなされやすいことを警戒することである。これを現代の立場でいえば、児童問題は資本主義社会の社会経済的法則に基づく、その構造的必然の結果として生ずるものであり、その児童問題に対する施策が資本主義社会の利益と能率を優先として立てられようとするに対する警戒である。たとえば、最も緊急保護を要する重症心身障害児への援助が遅れでなされたことなどはその現われである。

このことは児童福祉の主体が児童にあるということである。児童は未成熟で依存的な存在であり、つねに代弁者を必要とすることから、その代弁者に主体があるように思われがちである。この錯覚が母親による子殺しや障害児の安楽死事件につながっていく。このため児童問題に対する福祉の対応が真に児童の＜自己実現＞の方向に向かってなされているかどうかの吟味が必要である。さきに非行や登校拒否が人間復権への叫びであるといったのもこの立場からである。

ところで、児童の自己実現を妨げ、人間復権の叫びをあげさせる背景には家庭の問題がある。つまり今日の家庭が、全人格的な人間関係をとおしての安らぎの場であるという本来の機能を失いつつあるところに問題があると思う。この意味で、まず家庭を「相互に与えあう安定豊かな場」とすることが必要である。

そしてさらに、さきの地域児童対策の立場が強調されねばならない。この立場は援助対象者である児童の主体性や社会関係の全体を援助するだけでなく、援助者自身と地域社会が発展性のなかに組み入れられるのである。そしてこれは、community organization（地域組織化活動）や social action（社会福祉運動）ともつながっていくものである。

おわりに

アレキシス・カレル (Alexis Carrel) はその著『人間－この未知なるもの－』の中でつぎのように言っている。「物理的優先、実利主義などというものが、＜工業＞と呼ばれる現代の宗教の信条になっていて、それが知的教養や美、道徳のような近代科学の母体ともいべきキリスト教民族に育まってきたものを全くうちこわしてしまった。同時に激しい変化が、家族的、社会的な単位を崩壊せしめ、その個性や独特の伝統を失わしめた」と。²⁾ カレルのいう人間この未知なるものとは、科学によって人間が分断させられて、知ることのできないものになっ

てしまったということである。同じことはガブリエル・マルセル (Gabriel Marcel) においてもみられる。マルセルはその著『人間それ自らに背くもの』の中で、「人間はいまや完全な破滅の可能性に直面している」と言いながら、³⁾ その破滅をもたらすものは科学技術であるという。もちろん科学技術は人間の理性の能力を具現したものであり、事物の外的無秩序のなかに知性的処理の原理を導入したものであるからそれ自体は善いものである。しかし科学進歩の中に人間愛の精神が失われ、人間の生命を根源的に充足させなくて物質文明のみが発達していくところに、人間性を失墜させる科学技術の罪がある。それゆえに、罪は精神の故郷を見わすれ、科学技術の万能を信奉し、技術を精神から引き離した人間の側にあるのである。

この2人の優れた学者がいうように、現代の急務は現代社会の中にあって未知な人間を可知なるものに統合し、また失われた人間愛の精神をとりもどすことである。そしてこのことを可能にする一つのものが福祉だと思う。事実、「福祉とは何か」という問は極めて人間的な問である。すなわち、この問によって人間存在の意味が問われ、さらに現代社会と人間生活の意味が問われる。そして、この問の上に立って「よりよく生きること」の方法と実践を追求していくのが福祉である。したがって、福祉を問うことは人生の根本的態度にもつながっている。

伊藤隆二氏は教育について「真の教育は（中略）大脳に富をもたらすものではなく、いのちの自覚をとりもどすことにある。いのちの自覚はよりよく生きることの自覚である。この『よりよく生きる』ことこそ福祉の根源である」⁴⁾といわれるが、味わい深い言葉だと思う。

引用・参考文献

- 1) レンボイツ、沢村灌・久保絃章訳 幼児虐待 74 星和書店 (1977)
- 2) アレキシス・カレル、桜井如一訳 人間 — この未知なるもの — 148～149 日本C I 協会 (1978)
- 3) ガブリエル・マルセル、小島威彦訳 人間それ自らに背くもの 20 春秋社 (1869)
- 4) 伊藤隆二 福祉を学ぶことの意味 柏樹社 (1976) (福祉の思想入門講座 3巻所収 56頁)
- 5) 厚生統計協会 国民の福祉の動向 第28巻11号 (1981)
- 6) 厚生省 厚生白書 昭和55年版 大蔵省印刷局 (1980)
- 7) 厚生省 青少年白書 昭和55年版 大蔵省印刷局 (1981)
- 8) 日本子どもを守る会 子ども白書 草土文化社 (1981)
- 9) 全国保育団体保育研究所 保育白書 草土文化社 (1981)
- 10) 鈴木政夫 ベビーホテル — その実態と問題点 — ささら書房 (1981)